

正 誤

令和8年3月31日付け徳島県報号外第19号徳島県選挙管理委員会告示第47号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
1	17	第18条 委員会の印、委員長の印及び書記長の印の形状及び寸法（単位ミリメートル）を次のとおり定める。	（公印） 第18条 委員会の印、委員長の印及び書記長の印の形状及び寸法（単位ミリメートル）を次のとおり定める。